

自然豊かな和紙の里

日置地区まちづくり計画

みんなで
やら～で!!

人にやさしく住みよい日置づくり



昭和49年10月指定
鳥取県無形民俗文化財
はねぞ踊り

2022年5月制定

日置地区まちづくり協議会

目 次

(1) はじめに	1 ページ
(2) 地区の現状認識と課題	2 ページ
(3) まちづくり協議会	3 ページ
1) まちづくりの目標	
2) 事業計画	
(4) まとめ	7 ページ

参考資料

① 日置地区児童数の変遷	8 ページ
② 日置地区人口・世帯数の変遷	8 ページ
③ まちづくり協議会規約	9 ページ
④ まちづくり協議会組織図	12 ページ
⑤ 公民館の具体的活用方法	13 ページ
⑥ 公民館の見取り図	14 ページ

(1) はじめに

日置地区は、鳥取市の西端に位置し、日置川に沿って東西に短く南北に長く、山に囲まれた地域です。

山々は、豊富な水と、春には山菜、鳥のさえずり、夏は木々の緑、秋には紅葉、栂の実など豊かな自然に恵まれ、日置川の源流域には、子どもたちにより「ミニ屋久島」と名づけられた場所もあります。

産業は、1300年近い伝統を持つ、因州和紙産業などの発展を基軸に、支えられてきました。現在では、伝統を守りながら新しい技術により研究された新製品も開発されています。

また、五本松団地では果実の活路を見出し栽培等が盛んです。

自然豊かな日置地区も、急速な少子高齢化による過疎化の流れは進み、平成12年度には日置保育所が統合による閉所、平成19年度には日置小学校が、統合により閉校しました。バス通学になった現在、子どもたちの声が地域から聞こえなくなり姿も見なくなり、寂しい限りです。

子どもたちには恵まれた豊かな自然の中で思いっきり遊び、学び、人と人とのつながりを深め、「ふるさと日置」を愛し誇りに思い大切に守っていってほしいものです。

日置地区も、少子化、高齢化、空き家、バス路線廃止など現実味を帯びてきており、その対策が急務となっています。このようなときこそ、地域住民の団結力が必要です。

～人に優しく住みよい 日置づくり のために～

鳥取市自治基本条例が制定され協働のまちづくりが進められていく中、平成20年11月に『日置地区まちづくり協議会』が設立されました。

この協議会は、住民と行政で適切な協力関係を築き、課題解決に向けて取り組むため、ここに日置地区のまちづくり計画を新たに作成しました。

(2) 地区の現状認識と課題

私達の住む日置地区(旧日置村)は、昭和30年青谷町に編入合併しました。合併当時は人口2,594人、510世帯でしたが、令和4年4月現在では、人口850人、364世帯に減少しました。人口にいたっては3分の1に減少し、高齢化はさらに進み、平成17年の高齢化率は33.1%、令和4年の高齢化率は51.4%です。

生活防災の面から見ても昼間人口は激減し、防災体制に不安を抱える住民の方も多いと思います。

平成20年9月『日置地区まちづくり協議会』設立準備委員会が行った住民アンケートでは

* 「日置地区に愛着を感じているか」の問いに、

愛着を感じている 73%、どちらかと言えば感じている 19%
感じていない 7%

* 「今後も日置地区に住みたいですか」の問いに、

住み続けたい 66%、どちらとも言えない 20%
住みたくない 12%

* 住みたくない、住めない主な理由として買い物が不便、交通の便が悪い、医療機関がないなどがありました。確かに以前は各集落に食料品店があり、医院も地区にあり日常の買い物、病気の時にはすぐ駆けつけていました。

* 「地区として今後どのようなことに力を入れるべきですか」の問いに、
防災面では

災害時の情報連絡体制の充実 49%、
防災施設の充実整備 35%、警団の充実 31%
防火防災意識の啓発活動 27%、消火避難訓練の充実 23%

環境美化面では

地域の清掃活動 40%、河川整備、水質浄化 35%

不法投棄などの取り締まり 36%

ごみの減量リサイクル 29%

* 「非常時誰を頼りにしますか」の問いに、

家族 71%、近所の人 29%、親戚 20%、友人 11%

* 「将来の日置についてどうすべきと思いますか」の問いに、

バスなどの利便性の向上を

独居者・高齢者の支援、旧小学校施設の整備、若者の定住促進、

河川・道路の整備、生涯学習の充実、自然環境の保全

自然災害への対応、子育て環境の充実

様々な意見、提案が沢山ありました。

これらの実現を目指すために地域でできるもの、行政と協働で行うものなど、それぞれに考え方を出し合い、より良い日置、若者が愛し定住できる日置づくりに、地域全体で取り組みをすることが大切です。

(3) まちづくり協議会

1) まちづくりの目標

人に優しく住み良い日置づくりのため、地域全体で連携協力し、日置の課題解決に向け取り組みを行う。

2) 事業計画

I 全体事業

四季を通じ、地域のコミュニティーを育む事業、地域の特産品に関する事業、他地域との交流事業、広報誌の発行など。

II 各部会

i 福祉部会 (福祉・健康)

愛着ある日置で元気に過ごせるように地域住民を対象とした健康づくりに関する事業

ア ラジオ体操

- イ 健康づくりウォーキング
- ウ 健康づくり講座の実施
- エ 健康づくり啓発活動

ii 防災部会（防犯・防災）

地域全体で災害時に組織的な活動ができるように、「自助」「共助」のもと自主防災体制の整備事業の計画実行

- ア 防災訓練
- イ 防災講習会
- ウ 防災備蓄品倉庫の充実
- エ 防災リーダーの養成

iii 環境部会（環境整備）

日置地区公民館、日置グラウンド周辺の環境整備、地域の景観美化活動、資源回収ボックスの維持管理、リサイクル運動の推進に関する事業

- ア 日置川のごみ拾い
- イ 草刈、県道沿いの缶拾い
- ウ 旧日置小学校施設、旧公民館周辺の環境整備
- エ 不法投棄物の監視活動

iv 特產品部会

四季折々の味の伝承等により、地域民全体を繋げる特產品の発掘

- ア 地産地消を行う
- イ 地元特產品を育てる、仲間づくり

○ 納涼祭、収穫祭

芸能発表、各集落公民館の出店。地域で採れた野菜、果物、加工品などが出店され、多くの人が賑います。日置住民のパワーを感じます。



○ 県道沿い缶拾い・草刈り(環境部会)

まちづくり協議会の環境部会と公民館社会部の呼びかけで、地域内県道沿いの缶・ごみ拾い、草刈りを行います。年々ポイ捨ての量は場所により減少していたり、逆に増えているところもあり、継続して活動を続けていく必要があります。



○ そばつくり

そば粉の製造、そば打ち、風味豊かな日置独自のおいしい味です。地域の皆さんに自慢できるそばが出来るようになりました。(現在は、サークル活動で行っています。)

○ こんにゃくづくり

こんにゃく芋から生産し、手作りこんにゃくを作ります。

地域内外の人においしい手作りこんにゃくを味わっていただきます。

○ みそづくり

安心安全の手づくりの食べ物。昔は、ほとんどの物を、家族総出で作っていました。おじいさんから教えられること、おばあさんから受け継ぐ我が家の味、弾む会話の中で受け継がれてきました。地域の方と一緒に楽しく力を合わせ作って行きます。



○ 防災訓練(防災部会)

第5分団、各集落自主防災会、地域の皆さんのご協力のもと防災訓練を行います。いつ何時災害が起こるかも知れない、近年予想外の自然災害が起きています。「想定外です」とよく言われますが、想定外のことが起こりうる近年の気象変化です。どんなときでも「自助」自分の身はまず自分で、「共助」ご近所で助け合って災害から身を守る。まずはこの2点が必要かと思います。

いざという時のために日頃から訓練をし、近所同士のコミュニケーションを取りながら備えることが大切です。



(4) まとめ

日置地区では、少子化、高齢化、過疎化といった様々な社会的問題が加速度的に進んでおり、さらにバス路線の廃止の声が上がっている状況で、5年後10年後を見据え、今なにが必要か、「これだ！！」という決定打のない状況が続いている。また、いろいろな場所で、「生き残り作戦」とか「限界集落」など、人々の心に不安感を抱かせるような言葉が出ており、ひとごとではないと実感する方々が増えてきていると思います。

日置地区には、現在850名の方が、自分で育て、家庭づくり、集落づくりにがんばっています。このような中、人にやさしく住み良い日置づくりに、培ってきた「力」、「心」、「技」、「知恵」を出し合い活動しています。その姿に出会うたびに、日置のあたたかさ、たくましさを見たようで、まちづくり協議会の大切な意義を感じます。

市政との協働による「日置地区まちづくり協議会」が、平成20年11月に発足し、現在14年目に入っています。特に、環境、福祉・育成・健康、防災活動に力を入れています。

平成23年度から、旧日置小学校北校舎が、日置地区公民館としてスタートしています。ここを日置のコミュニティーの拠点として、人に優しく住みよい日置を目指し、本協議会の充実と発展に、共に、「力」、「心」、「技」、「知恵」を發揮し合い、じっくり歩んでいきたいと思います。

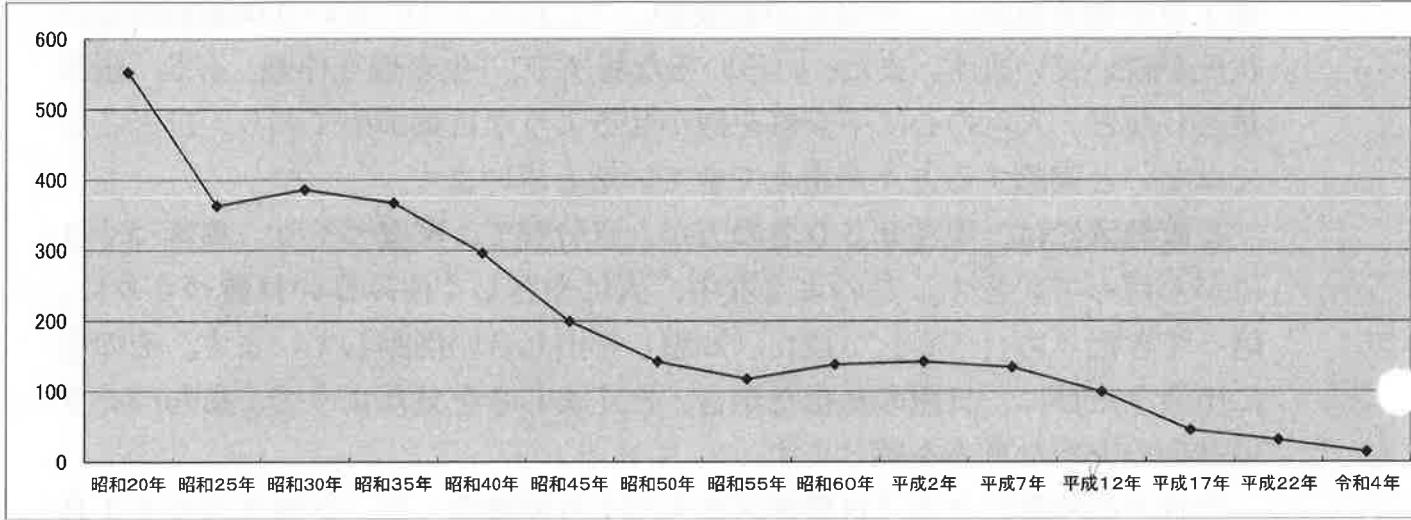
日置地区の皆さん、どうか、この“日置地区まちづくり計画”を手元に置き、ご活用ください。そして、本協議会へアイデア、アドバイス等がありましたら、お聞かせください。



日置地区児童数の変遷

参考資料 ①

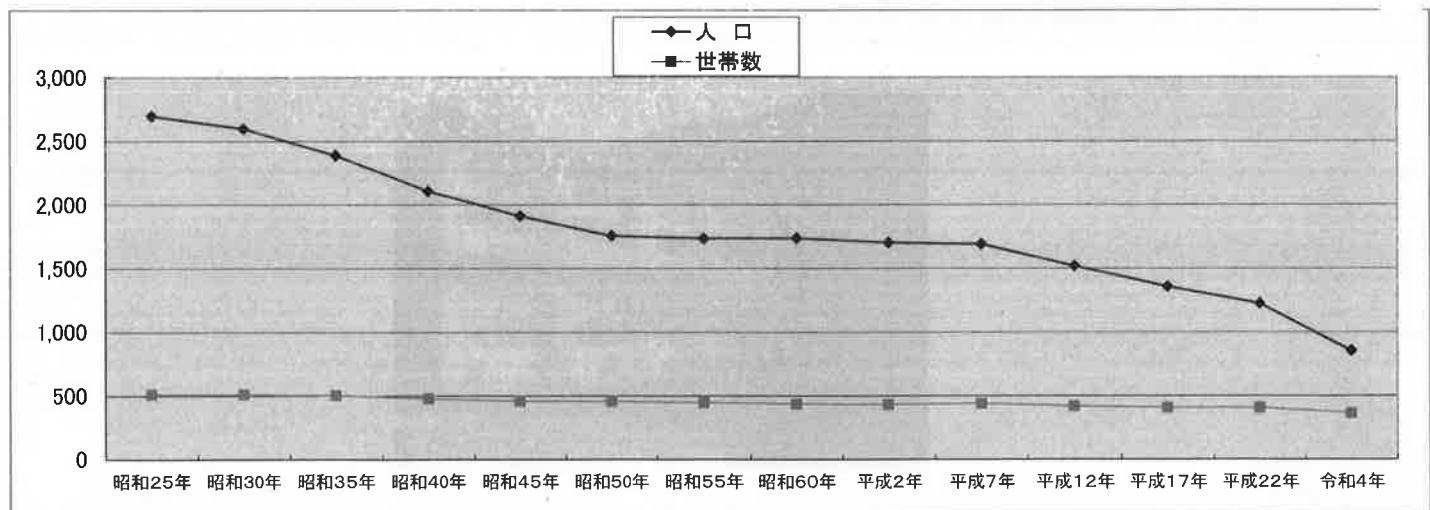
昭和20年	昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	令和4年
552	363	386	367	296	199	142	117	138	142	134	99	45	31	14



日置地区人口・世帯数の変遷

参考資料 ②

	昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	令和4年
人口	2,694	2,594	2,386	2,104	1,910	1,752	1,733	1,735	1,699	1,688	1,517	1,354	1,222	850
世帯数	512	510	505	476	458	453	447	436	432	438	418	406	407	364



* 平成22年からは国勢調査の数字でなく住民基本台帳によるものです。

日置地区まちづくり協議会規約

(目的)

第1条 本会は、日置地区を、人に優しく豊かで住みやすい地域にするために、市と連携をはかりながら、その推進を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会の名称は、日置地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務局を日置地区公民館内に置く。

(構成)

第3条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 日置地区に居住する住民
- (2) 日置地区で活動する自治会、各種団体
- (3) 日置地区に所在する事業所
- (4) その他、会長が必要と認める者

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民相互の交流・親睦に関する活動
- (2) 地域活性化に関する活動
- (3) 地域の防災に関する活動
- (4) 地域の福祉・育成に関する活動
- (5) 環境の保全に関する活動
- (6) 生活交通に関する活動
- (7) その他目的達成のために必要な活動

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 23名以内
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

(役員の職務)

第6条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は協議会の運営を補佐する。
- (4) 事務局長は、協議会の事務を総括する。
- (5) 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- (6) 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の選出)

第7条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選出する。

2 事務局長、会計は、総会の同意を得て会長が任命する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会、役員会、木曜会、事業部会とする

(総会)

第10条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要があると認めた場合は、臨時総会を開催することが出来る。

- 2 総会は、会長が招集し議長となる。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数で決する。
- 4 総会は、次の事項を協議する。
 - (1) 規約の変更に関すること。
 - (2) 協議会の事業計画、予算、事業報告、決算に関すること。
 - (3) 会長、副会長、理事及び監事の選出に関すること。
 - (4) その他、重要事項に関すること。

(役員会)

第11条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 第10条第2項の規定は、役員会の開催について準用する。
- 3 役員会は、協議会の運営及び総会提案事項について協議する。
- 4 役員会は、会長が必要と認めるとき開催する。

(木曜会)

- 第12条 木曜会は、会長、副会長、集落区長、有識者、事務局で構成する。
- 2 木曜会は、会長が招集する。
 - 3 地域の問題点を協議し、まちづくり協議会として取り組む事業について検討、提言を行う。

(事業部会)

- 第13条 協議会の事業を推進するために、次の部会を置く。
- (1) 防災部会
 - (2) 環境部会
 - (3) 福祉部会
 - (4) 特產品部会
- 2 部会は、会員で構成する。
 - 3 部会には、部会長及び副部会長をおく。
 - 4 部会長及び副部会長は会員の中から選出する。
 - 5 部会長は、部会を代表し会務を総括するとともに、部会の議長となる。
 - 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるときは、その職務を代行する。
 - 7 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(会計)

- 第14条 協議会の経費は、地区負担金、助成金その他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

- 第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が役員会に図り別に定める。

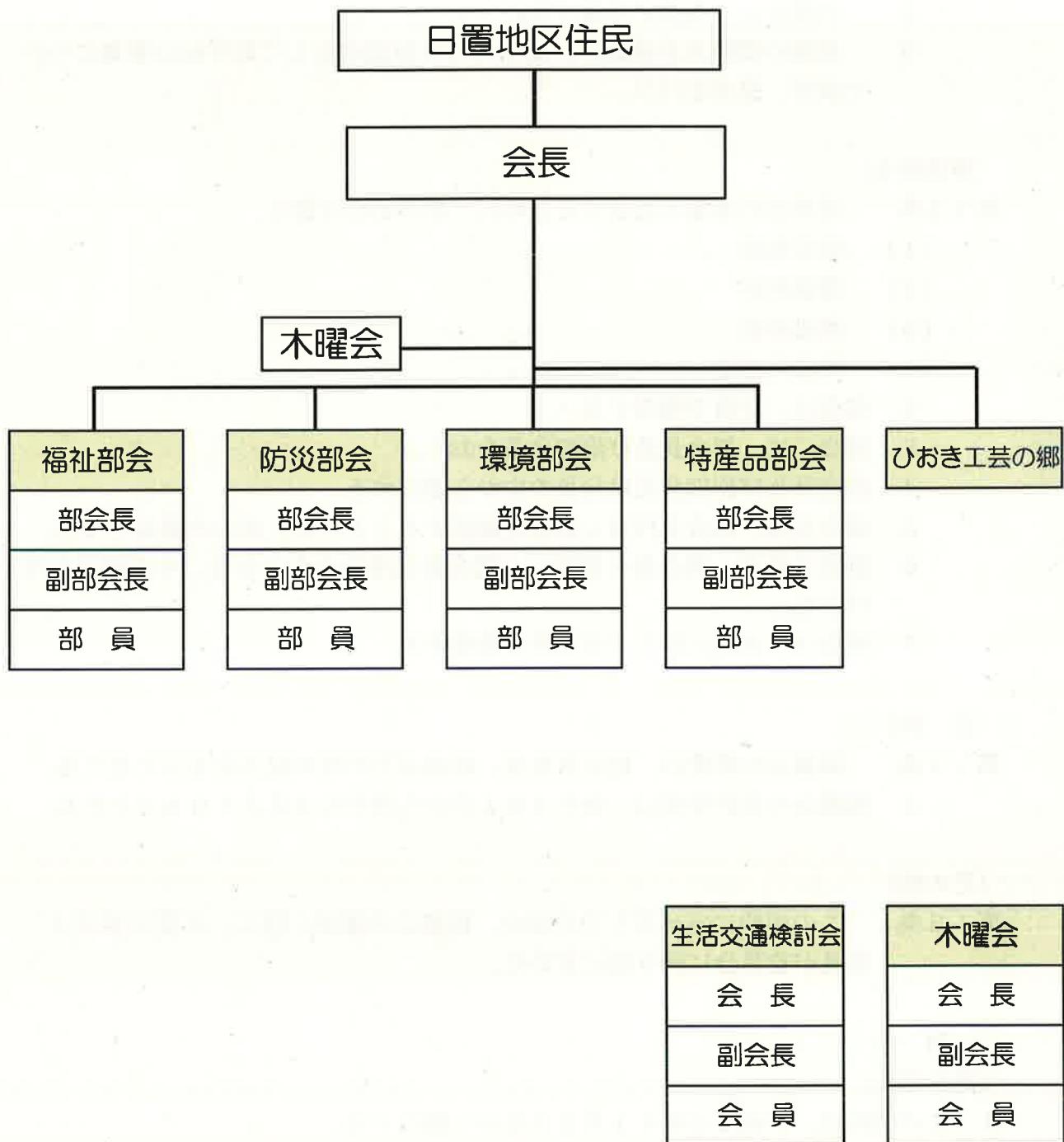
附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成20年11月25日から施行する。
平成22年 5月17日から施行する。(一部改正)
平成23年 5月11日から施行する。(一部改正)
平成26年 4月18日から施行する。(一部改正)
平成27年 4月22日から施行する。(一部改正)
平成28年 5月12日から施行する。(一部改正)
平成30年 4月24日から施行する。(一部改正)
令和 2年 5月13日から施行する。(一部改正)
令和 4年 5月 2日から施行する。(一部改正)

日置地区まちづくり協議会組織表

参考資料 ④



参考資料 ⑤

公民館の具体的活用方法

1階 調理室

- ・特産品の創作
- ・料理教室
- ・地産地消食材、じげの味継承
- ・みそ・豆腐他の調理

2階 音楽室

- ・音楽全般練習に開放
- ・楽器の練習
- ・音楽サークルの活動

1階 多目的室

- ・趣味の生涯学習教室
- ・会議、懇親会、交流会など

2階 視聴覚室

- ・大会議室
- ・講演会、学習会
- ・映画（DVD）観賞

2階 図書室

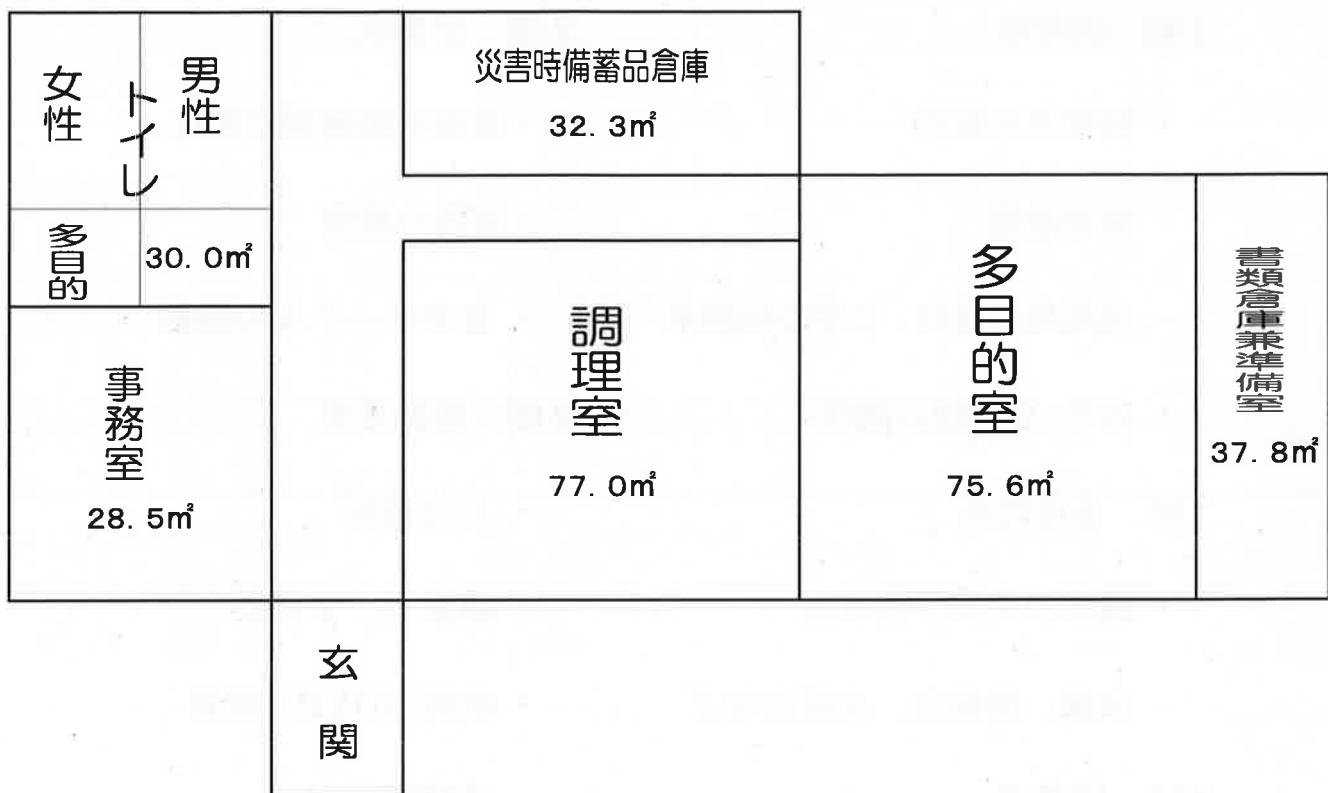
- ・幼児の本の読み聞かせ
- ・児童・生徒の勉強室
- ・地区の歴史資料等の保存
- ・親子ふれあいの場所
- ・図書としての蔵書の充実
- ・楽書教室

2階 小会議室

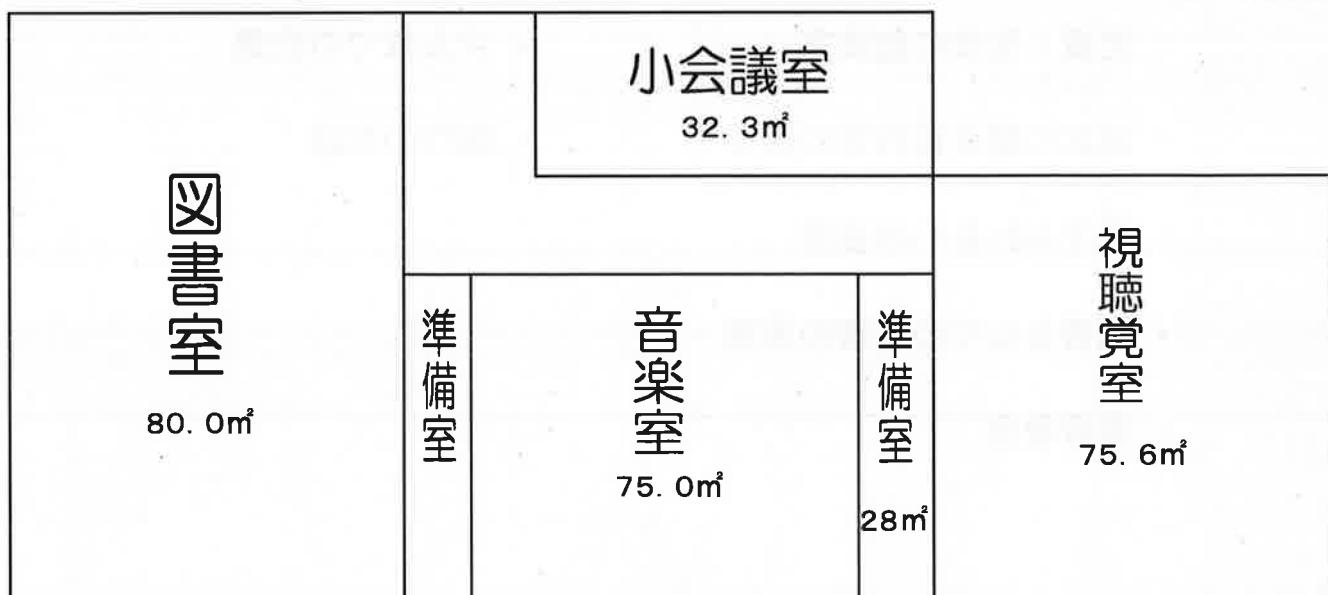
- ・少人数での会議
- ・創作の部屋

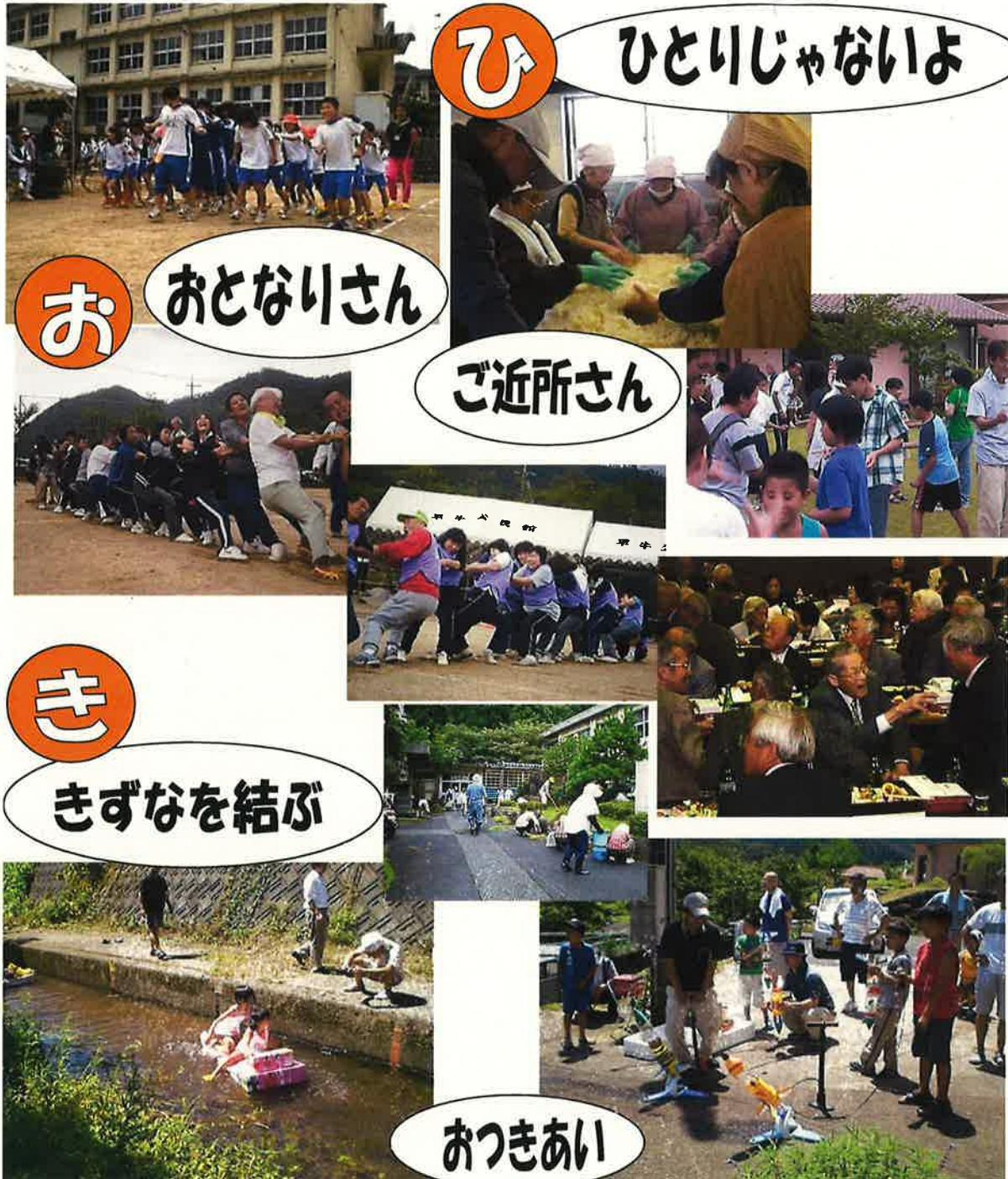
公民館見取り図

1階



2階





日置地区まちづくり協議会

事務局：鳥取市立日置地区公民館

〒689-0514
鳥取市青谷町山根218
TEL 0857-86-0836
FAX 0857-86-0837
Email cc-hioki@it.city.tottori.tottori.jp